

●条例第7条第1項各号に定める反映事項

協議先		区分	対象施設等	特記事項	採否判断内容・整備内容	採否
総務部	防災危機管理課 防災危機管理担当係長	防災対策	①地域防災備蓄倉庫	・地域住民用として整備し、区と協議の上定める備蓄品を配備する。 ・備蓄品の管理運用は区が行うものとする。		
			②帰宅困難者一時滞在施設	・屋内に整備するものとし、施設規模等に応じ、共用部等の活用により最大限の面積を確保する。 ・区と協議の上、帰宅困難者の受入れに必要な備蓄倉庫等の付帯施設を整備する。 ・中央区帰宅困難者対策協議会へ加入する。	【優先項目】	
			③帰宅困難者一時待機場所	・建物周囲や人工地盤等で、歩行者通行の妨げにならない屋外の空地とする。 ・区と協議の上、帰宅困難者の受入れに必要な備蓄倉庫等の付帯施設を整備する。 ・中央区帰宅困難者対策協議会へ加入する。	【優先項目】	
			④災害用設備の設置	・当該施設で受け入れる帰宅困難者や施設利用者用の非常用発電機・蓄電池・ガスパワー発電機等による携帯電話等の充電設備、フリーW i - F i 設備、情報発信設備等の整備を行う。 ・事業者において適正な維持・管理を行う。		
			⑤情報通信機器の整備	・発災時における情報通信機器として、防災行政無線、地域防災無線、Webカメラ等を整備する。		
			⑥雨水利用するための貯留施設（災害時）の設置	・災害時に雨水利用するための150立方メートル以上の貯留施設を設置する。 ・災害用トイレ等と接続すること。 ・環境対策に掲げる⑦雨水利用するための貯留施設（日常時）の設置との兼用可とする。		
			⑧消防団活動施設	・消防団活動に寄与する施設の整備又は活動場所の提供を行う。		
			⑨防災船着場	・避難者等の搬送や救援物資等の輸送に寄与する施設とすること。		
			⑩その他これらに類する防災対策に寄与するもの			
福祉保健部	生活衛生課生活衛生事業係（中央区保健所）	環境対策	②喫煙所【優先項目】	・公共用及び建物利用者用を整備する。 ・終日外部から直接出入りできる利用しやすい場所とする。ただし、管理上困難である場合などはこの限りでない。 ・公共用及び建物利用者用として区が公表する。 ・屋内に設置する場合は、健康増進法に定める技術的基準を満たさなければならない。 ・屋外に設置する場合は、その周辺において区民等に受動喫煙が生じないようにすること。	【優先項目】	
			⑪その他これらに類する環境対策に寄与するもの			
環境土木部	管理調整課 計画調整係	防災対策	⑦雨水流出抑制用の貯留施設	・豪雨時の下水処理に寄与するよう、雨水を敷地内にて一時的に貯留できる設備仕様とする。		
			⑩その他これらに類する防災対策に寄与するもの			
	管理調整課 占用係	良好な景観の形成	（屋外広告物関連） ①建築物・工作物等の形態	・通りからの歩行者の目線を重視するなど計画地周辺の地域に相応しい外観形成を行う。なお、本区ガイドライン等が定まっている地域については、それらを考慮する。 ・地域の歴史や文化の継続性及び都市景観に配慮する。		
			（屋外広告物関連） ②建築物・工作物等の色彩			
			（屋外広告物関連） ③その他これらに類する良好な景観の形成に寄与するもの			
	交通課 交通対策係	環境対策	③カーシェアリング用駐車場	・附置義務台数とは別に整備する。		
			⑪その他これらに類する環境対策に寄与するもの			
		交通対策	①ー1 自動車駐車場（①ー2の対象地域は除く）	・附置義務用駐車場台数とは別に整備する。 ・建物居住者・建物利用者以外の者に時間単位等の利用ができるよう整備する。		
			②自動二輪車駐車場 【優先項目】	・建物居住者・建物利用者以外の者に時間単位等の利用ができるよう整備する。	【優先項目】	
			③自転車駐車場 【優先項目】	・建物居住者・建物利用者以外の者に時間単位等の利用ができるよう整備する。	【優先項目】	
			④コミュニティサイクル用駐輪スペース【優先項目】	・公共用（建物居住者・建物利用者以外の者も利用できるもの）として、利用しやすい場所とする。 ・平置10台以上（1台につき、幅80cm×奥行200cm）整備できる場所を確保する。	【優先項目】	
			⑧その他これらに類する交通対策に寄与するもの			
	交通課 交通計画係	交通対策	⑤地下鉄出入口の整備	・バリアフリー整備や地下鉄利用者の混雑緩和等に寄与するよう、地下鉄出入口の新設やエレベーターの設置等を行う。		
			⑧その他これらに類する交通対策に寄与するもの			
	交通課 交通施設係	防災対策	⑨防災船着場	・避難者等の搬送や救援物資等の輸送に寄与する施設とすること。		
			⑩その他これらに類する防災対策に寄与するもの			
	環境課 環境企画係	環境対策	⑨防風スクリーンの設置、防風のための植栽	・当該開発による建築物周辺の風環境が、風洞実験等による風環境の評価上、少なくとも開発前と同等以上となるように整備する。 ・植栽を行う場合は、敷地内で整備し、樹種や配置については協議すること。		
			⑪その他これらに類する環境対策に寄与するもの			

●条例第7条第1項各号に定める反映事項（前項のつづき）

協議先		区分	対象施設等	特記事項	採否判断内容・整備内容	採否
環境土木部	環境課　ゼロカーボン推進係	環境対策	④電気自動車用急速充電設備付駐車場	・建物居住者・建物利用者以外の者が利用できるように整備する。 ・電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置を共に有する、一基当たりの定格出力が10kw以上のものとする。		
			⑤省エネルギー等に資する設備の設置	・当該開発計画時点の最高水準の設備仕様を目指す。 ・住宅用途においては、ZEH Ready又はZEH Oriented水準相当とする。 ・住宅以外の用途においては、ZEB Ready又はZEB Oriented水準相当とする。	【優先項目】	
			⑦雨水利用するための貯留施設（日常時）の設置	・日常時の雨水利用を可能とする設備仕様とする。 ※防災対策に掲げる⑥雨水利用するための貯留施設（災害時）の設置の特記事項を満たしていれば兼用可		
			⑪その他これらに類する環境対策に寄与するもの			
	環境課　生活環境係	環境対策	⑥地域冷暖房用プラント	・当該開発地の周辺地域に供給が行われるものとする。		
			⑪その他これらに類する環境対策に寄与するもの			
	水とみどりの課　緑化推進係	環境対策	①地上部・屋上の樹木等の植栽	・地上部及び屋上利用可能な部分の空地面積の50%以上を緑化する。		
			⑪その他これらに類する環境対策に寄与するもの			
	水とみどりの課　公園河川係	環境対策	⑧公園・児童遊園	・区立のものとして整備する。		
			⑪その他これらに類する環境対策に寄与するもの			
	水とみどりの課　道路緑化施設係	環境対策	⑨防風スクリーンの設置、防風のための植栽（植栽を行う場合）	・当該開発による建築物周辺の風環境が、風対策を講じない時と比べ改善されるよう整備する。 ・植栽を行う場合は、敷地内で整備し、樹種や配置については協議すること。		
			⑪その他これらに類する環境対策に寄与するもの			
		交通対策	⑥歩行空間の整備	・歩道、護岸、水辺と一体となるバリアフリー化を行った歩行空間（歩行者の便益施設を含む）を整備する。		
			⑧その他これらに類する交通対策に寄与するもの			
	道路課　まちなみ整備係	環境対策	⑩道路の表層・基層・街築の整備	・低騒音舗装や車道透水性舗装等の環境に配慮した舗装技術とする。		
			⑪その他これらに類する環境対策に寄与するもの			
		交通対策	⑥歩行空間の整備	・歩道、護岸、水辺と一体となるバリアフリー化を行った歩行空間（歩行者の便益施設を含む）を整備する。		
			⑦無電柱化の整備	・未整備路線について、無電柱化整備を実施する。	【優先項目】	
	道路課　道路保全係	交通対策	⑧その他これらに類する交通対策に寄与するもの			
			⑥歩行空間の整備	・歩道、護岸、水辺と一体となるバリアフリー化を行った歩行空間（歩行者の便益施設を含む）を整備する。		
都市整備部	都市計画課　都市計画係	環境対策	⑥地域冷暖房用プラント	・当該開発地の周辺地域に供給が行われるものとする。		
			⑪その他これらに類する環境対策に寄与するもの			
		良好な景観の形成	①建築物・工作物等の形態	・通りからの歩行者の目線を重視するなど計画地周辺の地域に相応しい外観形成を行う。なお、本区ガイドライン等が定まっている地域については、それらを考慮する。		
			②建築物・工作物等の色彩	・地域の歴史や文化の継続性及び都市景観に配慮する。		
			③その他これらに類する良好な景観の形成に寄与するもの			
	建築課　建築調整係	交通対策	①ー2自動車駐車場 （次に掲げる各要綱の対象地区の場合に限る （1）中央区東京駅前地区附置義務駐車場施設整備要綱 （2）中央区銀座地区附置義務駐車場施設整備要綱　）	・次に掲げる各要綱で定めた方法により算出した附置すべき台数とは別に、乗用車の集約駐車施設又は貨物車の共同荷さばき駐車場施設等を整備する。 （1）中央区東京駅前地区附置義務駐車場施設整備要綱 （2）中央区銀座地区附置義務駐車場施設整備要綱		
			⑧その他これらに類する交通対策に寄与するもの			

●条例第7条第2項各号に定める反映事項等

協議先		区分	対象施設等	特記事項	採否判断内容・整備内容	採否
総務部	総務課 総務係	子育て支援	③幼稚園（私立）			
			⑪その他これらに類する子育て支援に寄与するもの			
区民部	地域振興課 コミュニティ支援係	地域活動の支援	①集会場	・地域住民用を整備する。		
			②地域活動の用に供する広場	・オープンスペースとする。		
			③コミュニティルーム	・区立。 ・日本橋六・七の部連合町会、京橋一〜三の部連合町会、佃連合町会、晴海連合町会内に整備する。		
			⑥その他これらに類する地域活動の支援に寄与するもの			
	文化・生涯学習課 生涯学習係	地域活動の支援	④スポーツ・生涯学習施設	・屋外・屋内運動場、プール、トレーニング場、ダンススタジオ等を整備する。 ・地域住民が利用できるように整備する。 ・民間事業者において管理・運営する。		
			⑥その他これらに類する地域活動の支援に寄与するもの			
	スポーツ課 体育施設係	地域活動の支援	④スポーツ・生涯学習施設	・屋外・屋内運動場、プール、トレーニング場、ダンススタジオ等を整備する。 ・地域住民が利用できるように整備する。 ・民間事業者において管理・運営する。		
			⑥その他これらに類する地域活動の支援に寄与するもの			
	商工観光課 都市観光推進係	観光支援	①観光案内所	・区の観光情報表示板、多言語対応タッチパネル、公衆無線LAN等を整備する。 ・観光協会等で作成した観光パンフレットを配置する。 ・案内員を配置する。 ・民間事業者において管理・運営する。		
			②観光客の一時休憩所	・区の観光情報表示板、多言語対応タッチパネル、公衆無線LAN等を整備する。 ・観光協会等で作成した観光パンフレットを配置する。 ・イス等を配置し、休憩スペースを確保する。 ・民間事業者において管理・運営する。		
			③観光バス乗降所	・民間事業者において管理・運営する。		
			④その他これらに類する観光支援に寄与するもの			
福祉保健部	地域福祉課 地域福祉推進係	子育て支援	⑤多世代交流拠点（みんなの食堂等）	・地域住民が利用できるように整備する。 ・キッチン有するスペースを整備する。		
			⑪その他これらに類する子育て支援に寄与するもの			
	保育課 保育計画係	子育て支援	①保育所【優先項目】	・定員60名程度の認可保育園を整備する。ただし、開発規模等により、整備が困難な場合などはこの限りでない。		
			②地域型保育事業	・小規模保育事業又は事業所内保育事業を整備する。なお、事業所内保育事業については、地域住民も利用できるようにすること。		
			④認定こども園（保育所型・地方裁量型）			
			⑪その他これらに類する子育て支援に寄与するもの			
	障害者福祉課 障害者福祉係	障害者福祉	①日中一時支援事業に関する施設	・宿泊を伴わない緊急一時保護・自立生活体験を行う施設を整備する。		
			②障害者グループホーム			
			③障害者就労支援施設			
			④障害児通所支援施設	・児童福祉法に基づく施設とする。		
			⑤生活介護施設			
			⑥短期入所施設			
			⑦地域活動支援センター			
			⑧その他これらに類する障害者福祉に寄与するもの			
	障害者福祉課 給付指導係	障害者福祉	①日中一時支援事業に関する施設	・宿泊を伴わない緊急一時保護・自立生活体験を行う施設を整備する。		
			②障害者グループホーム			
			③障害者就労支援施設			
			④障害児通所支援施設	・児童福祉法に基づく施設とする。		
			⑤生活介護施設			
			⑥短期入所施設			
			⑦地域活動支援センター			
			⑧その他これらに類する障害者福祉に寄与するもの			

■〇〇計画
 中央区まちづくり基本条例
 反映事項計画
 （案）
 （4/4）

●条例第7条第2項各号に定める反映事項等（前項のつづき）

協議先		区分	対象施設等	特記事項	採否判断内容・整備内容	採否
福祉保健部	子ども家庭支援センター 事業係	子育て支援	⑧一時預かり保育施設			
			⑨病児・病後児保育施設			
			⑩赤ちゃん・ふらっと事業に関する施設 【優先項目】	・不特定多数が訪れる商業施設又は公共施設を整備する場合に限る。 ・授乳ができる設備、おむつ替えができる設備、調乳用の給湯設備、手洗いができる設備及び冷暖房設備を整備する。 ・「中央区赤ちゃんふらっと整備基準」により整備・運営する。	【優先項目】	
			⑪その他これらに類する子育て支援に寄与するもの			
	放課後対策課 放課後支援係	子育て支援	⑤児童館			
			⑥子育て交流施設			
			⑦学童クラブ	・児童福祉法に基づく施設とする。		
			⑪その他これらに類する子育て支援に寄与するもの			
	高齢者福祉課 高齢者活動支援係	高齢者福祉	⑦地域住民の交流や高齢者の健康づくりに寄与する施設	・高齢者が日中利用できる高齢者福祉施設又は地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターの活動や高齢者通いの場等が実施できる施設		
			⑧地域住民の交流や高齢者の健康づくりに寄与する広場	・ベンチ、運動器具等を整備する。		
			⑨その他これらに類する高齢者福祉に寄与するもの			
	高齢者福祉課 高齢者サービス係	高齢者福祉	①特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）			
			②介護老人保健施設			
			③（看護）小規模多機能型居宅介護事業所			
			④認知症高齢者グループホーム			
			⑤軽費老人ホーム・ケアハウス			
			⑨その他これらに類する高齢者福祉に寄与するもの			
	介護保険課 管理係	高齢者福祉	①特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）			
			②介護老人保健施設			
			③（看護）小規模多機能型居宅介護事業所			
			④認知症高齢者グループホーム			
			⑤軽費老人ホーム・ケアハウス			
			⑨その他これらに類する高齢者福祉に寄与するもの			
	介護保険課 高齢者健康支援係	高齢者福祉	⑦地域住民の交流や高齢者の健康づくりに寄与する施設	・高齢者が日中利用できる高齢者福祉施設又は地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターの活動や高齢者通いの場等が実施できる施設		
			⑧地域住民の交流や高齢者の健康づくりに寄与する広場	・ベンチ、運動器具等を整備する。		
			⑨その他これらに類する高齢者福祉に寄与するもの			
	介護保険課 指導担当係長	高齢者福祉	①特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）			
			②介護老人保健施設			
			③（看護）小規模多機能型居宅介護事業所			
			④認知症高齢者グループホーム			
			⑤軽費老人ホーム・ケアハウス			
			⑨その他これらに類する高齢者福祉に寄与するもの			
都市整備部	住宅課 計画指導係	高齢者福祉	⑥高齢者向け住宅	・サービス付き高齢者向け住宅等を整備する。		
			⑨その他これらに類する高齢者福祉に寄与するもの			
教育委員会	事務局 庶務課 教育政策係 学校施設課 施設計画担当係長	子育て支援	③幼稚園			
			④認定こども園（幼稚園型・幼保連携型）			
			⑪その他これらに類する子育て支援に寄与するもの			

●条例第7条第3項に定める反映事項等

協議先		区分	対象施設等	特記事項	採否判断内容・整備内容	採否
都市整備部	地域整備課 まちづくり推進担当係長		地域の課題や状況等を踏まえ定めた事項			